

福岡県公報

平成二十四年六月一日
第三千三百九十九号
増刊
①

目次

規則（第二十九号）

○薬事法施行細則の一部を改正する規則

（薬務課）……………一

選挙管理委員会

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の一部改正

（市町村支援課）……………七

規則

薬事法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年六月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十九号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（昭和三十七年福岡県規則第二十九号）の一部を次のように改正する

。様式第十一号から様式第十五号までを次のように改める。

様式第 1 1 号 (第 1 0 条関係)

(日本工業規格 A 4)

(年) 配 置 従 事 届

年 月 日

福岡県知事 殿

氏 名 (印)

下記により、配置従事の届出をします。

記

配置販売者	氏 名	
	住 所	
配置従事者	氏 名	
	住 所	
期 間		区 域
月	日から	県 一 円
月	日まで	
月	日から	県 一 円
月	日まで	
月	日から	県 一 円
月	日まで	
月	日から	県 一 円
月	日まで	
備考		

- 注 1 郵便はがきを使用してもよい。
 2 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第12号 (第11条関係)

(日本工業規格A4)

配置従事者身分証明書書換え交付申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住所
氏名

下記により、配置従事者身分証明書の書換えを申請します。

記

配置従事者	種 別	薬剤師・登録販売者・一般従事者	
	身分証明書番 号	第 号	
配置販売 業者	氏 名		
	住 所		
	許 可 番 号		
	許 可 年 月 日		
変更事項		変更前	
		変更後	
備 考			

注 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第 1 3 号 (第 1 2 条関係)

(日本工業規格 A 4)

配置従事者身分証明書再交付申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所
氏 名 (印)

下記により、配置従事者身分証明書の再交付を申請します。

記

配置従事者	種 別	薬剤師・登録販売者・一般従事者
	身分証明書 番 号	第 号
配置販売 業 者	氏 名	
	住 所	
	許 可 番 号	
	許 可 年 月 日	
再交付申請 の 理 由		
備 考		

注 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第14号(第13条関係)

(日本工業規格A4)

配置従事者身分証明書返納届書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所
氏 名



薬事法施行細則第13条の規定により、身分証明書を返納します。

返納理由

- 1 身分証明書の再交付を受けた後、失った身分証明書を発見した。
- 2 身分証明書の有効期限が過ぎた。
- 3 配置販売の業務に従事しなくなった。
- 4 配置販売業者が変更になった。

返納事実の発生日 年 月 日

- 注 1 返納理由は該当番号を○で囲むこと。
- 2 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

様式第15号（第14条関係）

登録販売者試験受験申請書

本籍	※都道府県名（外国籍を有する者は 国名）を記入すること。		
住所	〒		
連絡先 電話番号	※携帯電話等、平日の日中に確実に 連絡がとれる番号を記入すること。		
ふりがな 氏名	印		
生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女
備考			

薬事法第36条の4第1項の規定による登録販売者試験を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

福岡県知事

殿

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 字は、墨、インク等を用い、楷書で明瞭に書くこと。
3 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第五十四号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定（昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

指定した施設の表宗像市の項中

宗像市玄海文化センター	宗像市深田五八八
大島開発総合センター	〃 大島一七六五番地
宗像自治会館	〃 東郷五丁目五―三
宗像自治会館	宗像市東郷五丁目五―三
市民活動交流館（メイトム宗像）	〃 久原一八〇
保健福祉会館（ゆうゆうぷらざ）	〃 神港一一八一四
コミュニティ・センター 池野会館	〃 池田一一三〇番地
市民活動交流館（メイトム宗像）	〃 久原一八〇
コミュニティ・センター 池野会館	〃 池田一一三〇番地
コミュニティ・センター 岬会館	〃 鐘崎七七六一四
コミュニティ・センター 岬会館	〃 鐘崎七七六一四
コミュニティ・センター 大島会館	〃 大島一九四番地一

を

に、

を

に、

を

に改める。